

## いじめ防止・不登校対策について

### 1 いじめの定義

#### ○ 国：「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年）

（第 2 条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### ○ 市：いじめ防止等基本方針

##### ◆ 具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしやかわかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視
- ・ パソコンや携帯電話、スマートフォン等によるソーシャルメディアを利用した誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしたりして叩かれたり、蹴られたりする 等

### 2 いじめ重大事態

#### ○ 重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」より）

（第 28 条）

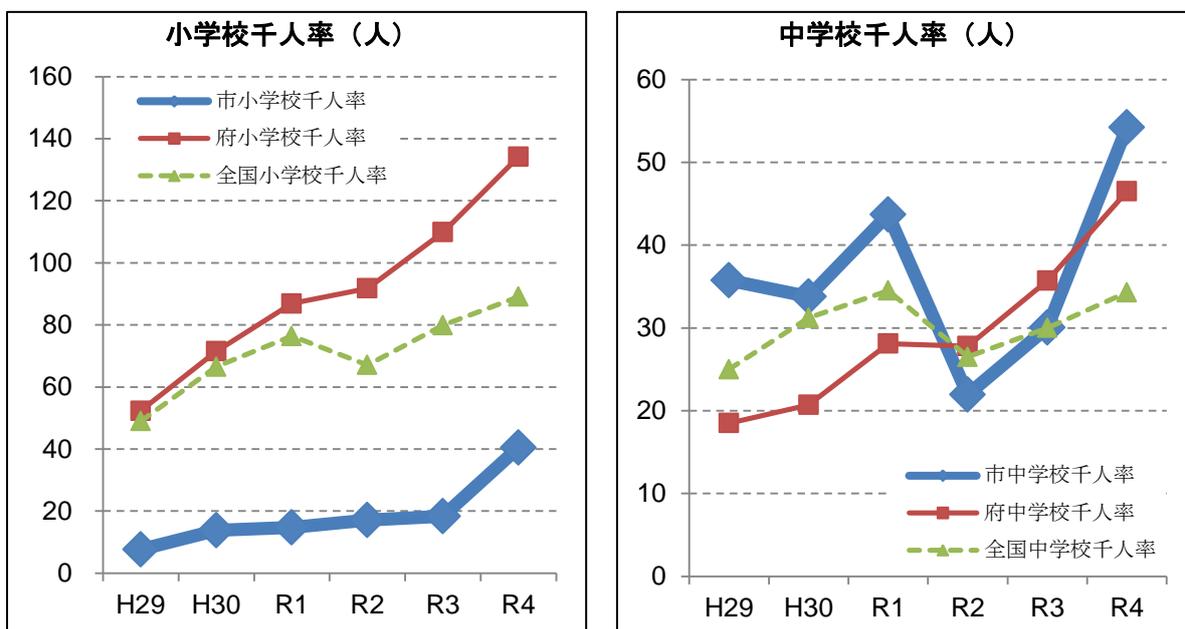
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

- (1) 重大事態の発生報告
- (2) 調査の主体と組織
- (3) 調査結果の提供及び報告
- (4) 通常の学校生活への早期復帰への対応
- (5) 市長による再調査等（第 3 者調査委員会の設置等）

### 3 本市におけるいじめ件数の状況

#### ○ いじめの認知件数

##### ◆ H29年度～R4年度の経年比較



#### ○ いじめ解消に向けた対応が長期化する事例

- ・ 加害者がいじめを認めず、被害者の保護者が学校へ登校させない。
- ・ 被害者に対して加害者が謝罪を行うが、その後も被害者の保護者からのいじめ継続の訴えがあり、加害者は謝罪後のいじめを認めない。

### 4 本市のいじめ防止施策（いじめ防止等基本方針に基づいて実施）

#### ○ いじめの認知度を上げる取組み

- ・ 教職員向け生徒指導研修（市教委主催年3回、毎年度実施）

#### ○ 子どもからの情報といじめ認知の実際

- ・ 直接教員が相談を受ける
- ・ 各校にてカウンセリング週間（年2回）の実施
- ・ 学期毎の「こころのアンケート」（年3回）の実施
- ・ 1人1台学習者用端末を活用した「こころの記録」アプリの活用【R5から開始】

#### ○ 外部人材の配置

- ・ 市雇用カウンセラー
- ・ 府配置カウンセラー、スクールソーシャルワーカー【R5増時間】

#### ○ いじめ認知の対応

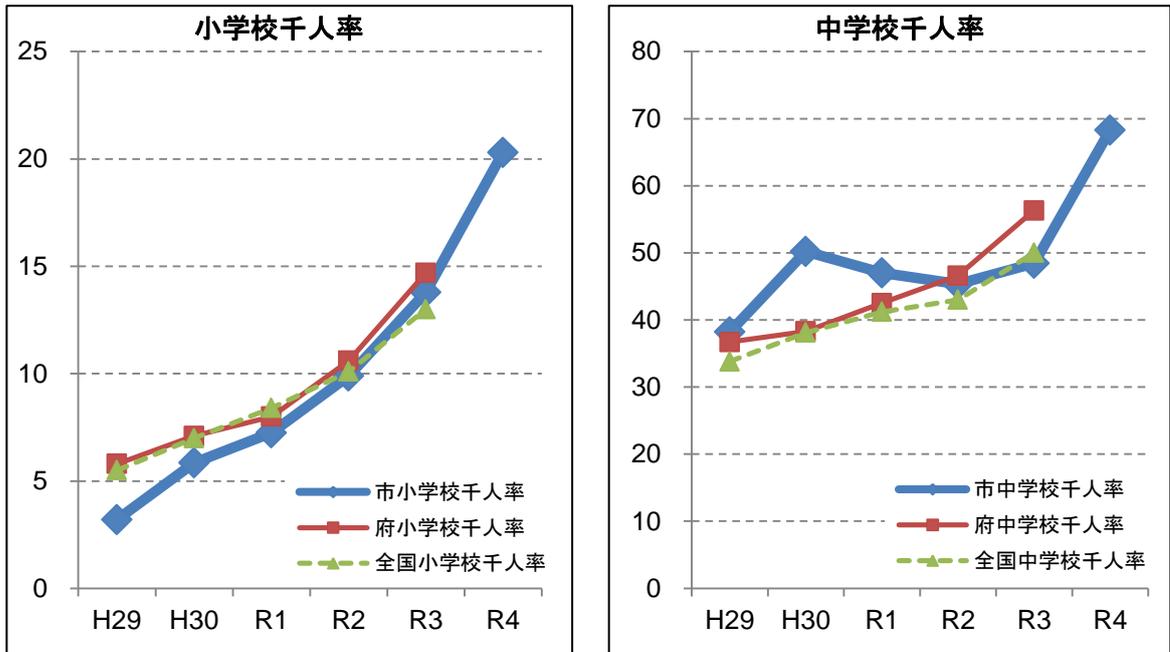
- ・ 学校支援チームでの編成
- ・ 重大事態等で府スクールロイヤーの活用制度

5 不登校対策

○ 不登校の定義（文部科学省の通知より）

「不登校」とは、長期欠席者（年間30日以上の欠席者）のうち「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」ただし、病気や経済的な理由による者を除いた者をいう。

○ 本市における不登校件数の状況



○ 本市の不登校対応施策

◆ R5年度に充実した市事業

- ・ ゆう☆ゆうスペースの機能拡充【R5三日市へ移設】
- ・ 校内教育支援員の小学校へ【R5拡充】  
R4：7名 → R5：10名
- ・ 1人1台学習者用端末「こころの記録」の導入【R5新規】
- ・ 支援人材（ゆう☆ゆうフレンド）学校配置【R5拡充】  
R4：2名 → R5：5名

◆ 府事業の活用

- ・ 学校支援チームの設置【R5新規】
- ・ 重大事態で府スクールロイヤーを活用制度